

2016年6月21日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第423号）

国家外貨管理局、 外債の自由元転制を全国展開 資本金・外債の使途制限も緩和

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2016年6月9日付で『資本項目元転管理政策の改革および規範化に関する通達』（匯発[2016]16号、以下『16号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区等の4自由貿易試験区で試行実施している外債資金の自由元転措置を全国展開しました。また、資本金や外債、国外上場調達資金といった資本項目外債資金の管理規定を統一すると同時に、その使途禁止事項から関連企業間の委託貸付や借入金の返済を除外しています。

□ 資本金等による関連企業間貸付を解禁

国家外貨管理局は2015年3月、『外商投資企業外債資本金元転管理方式の改革に関する通達』（匯発[2015]19号）を公布し、同6月より外債資本金の自由元転制を全国展開しました¹。また、2015年12月には4自由貿易試験区において外債借入金の自由元転制を試行しました²。今回の『16号通達』は、この外債借入金の自由元転制を全国展開するとともに、資本項目外債資金の管理規定を統一するもので、金融機関を除く国内企業（中資企業、外商投資企業とも）は資本金、外債、国外上場調達資金等の外債資金を自由元転することが可能となりました（第1条）。

ただし、資本項目外債資金は自由元転後に一旦「元転後支払待ち口座」に預け入れ、実需に基づいて使用しなければなりません（第3条）。また、元転後の人民元資金は経営範囲以外に使用してはならず、証券等への投資や非関連企業間での貸付、自社用以外の国内不動産の建設・購入（不動産企業を除く）等も禁止されます（第4条）。一方、これまで禁止されていた元転後資金による委託貸付の実行を関連企業間に限って解禁しているほか、借入金の返済も認めています。

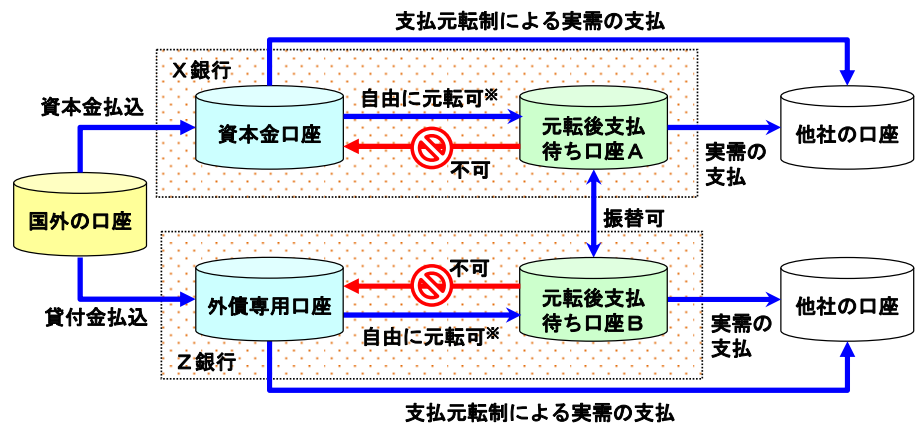
¹ 外債資本金の自由元転措置の全国展開については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第377号をご参照ください。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0384-XF-0105.pdf>

² 中国（上海）自由貿易試験区における外債借入金の自由元転措置については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第413号をご参照ください。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0423-XF-0105.pdf>

国内企業は従来どおり、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な額だけを元転して使用する支払元転制に基づいて資本項目外貨資金を使用することも可能です（第2条）。また、同一銀行店舗で開設した同一名義の資本金口座や外債専用口座等の資本項目外貨口座は、同じ元転後支払待ち口座を共有することができます（第3条）。なお、引き続き元転後支払待ち口座内の人民元資金で外貨を購入し、外貨口座に戻し入れることは禁止されています。

【図表1】「元転後支払待ち口座」の取扱例



※自由元転の比率は、外貨管理局が適宜調整します（現行は100%）
（『16号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 手元準備金上限は月額 20 万米ドル

国内企業が資本項目収入を元転・支払する場合、取引の真実性を証明する書類のほか、『資本項目口座資金支払指図書』を銀行に提出する必要があります（第5条）。ただし、手元準備金名義であれば、1企業あたり月額 20 万米ドル相当額まで取引証明資料なしで元転使用可能となっています。

【図表2】「元転後支払待ち口座」の入金・出金範囲

入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一名義または国内持分投資を展開する企業の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座、外債専用口座、国外上場専用口座から元転して振り替える資金 ✓ 同一名義または国内持分投資を展開する企業の元転後支払待ち口座から振り替える資金 ✓ 当該口座から払い出した後に戻し入れる資金 ✓ 取引の取り消しにより返戻される資金 ✓ 規定に合致する人民元収入 ✓ 口座利息収入 ✓ 外貨管理局（または銀行）の登記・認可を経たその他の収入
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営の範囲内の支出 ✓ 国内持分投資資金、人民元保証金の支払 ✓ 資金集中管理専用口座、同一名義元転後支払待ち口座への振替 ✓ 外債の償還（外貨購入、対外支払） ✓ 元利返済専用口座への振替（外貨購入） ✓ 国外株式の買戻または国外上場に用いるその他の支出の外貨購入・支払または国外への直接送金 ✓ 外国投資家の減資・出資撤回（外貨購入、対外支払） ✓ 国外企業のための国内税額の源泉徴収納付 ✓ 国有株の代理売却収入の社会保険基金への振替 ✓ 経常項目支出（外貨購入、対外支払） ✓ 外貨管理局（または銀行）の登記・認可を経たその他の資本項目支出

（『16号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、『16号通達』は資本項目外貨資金の元転に対して自由元転比率を設けています。その比率は現在、全額の元転を可能とする100%に設定されているものの、国家外貨管理局が国際収支の状況に基づいて適宜調整できるとしてあります（第2条）。

【図表3】資本項目外貨資金の管理規定

元転後資金の 用途禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 非元本保証型理財商品や有価証券への投資 ✓ 非関連企業への貸付（経営範囲が許可する場合を除く） ✓ 自社用以外の国内不動産の建設・購入（不動産企業を除く）
その他の 管理規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨資金の使用時に『資本項目口座資金支払指図書』を提出 ✓ 元転資金で外貨を購入して資本項目の外貨口座に戻し入れることは不可 ✓ 手元準備金名義での元転使用は月額20万米ドル相当まで可

（『16号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『16号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2016]16号

資本項目元転管理政策の改革および規範化に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

外貨管理体制改革をさらに深化させ、国内企業の経営と資金運営の必要をさらによく満たし、および利便化するため、国家外貨管理局はこれまでの一部地域における試行経験を総括した基礎の上に、全国の範囲内で企業外債資金元転管理方式の改革を普及し、同時に資本項目外貨収入自由元転および支払管理を統一規範化する。ここに関連問題について以下のように通知する。

1、 全国の範囲内で企業外債資金元転管理方式改革を実施する

中国（上海）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区での関連試行経験の基礎の上に、企業外債資金元転管理方式改革の試行を全国に普及させる。本通達実施の日より、国内企業（中資企業および外商投資企業を含む、金融機構は含まず）の外債資金は、すべて自由元転方式に基づき元転手続を行うことができる。

2、 国内機構の資本項目外貨収入の自由元転政策を統一する

資本項目外貨収入の自由元転とは、関連政策がすでに自由元転の実行を明確化している資本項目外貨収入（外貨資本金、外債資金および国外上場による戻入資金等を含む）は、国内機構の実際の経営の必要に基づいて銀行で元転を行うことができることを指す。現行法規において国内機構による資本項目外貨収入の元転に対して制限性規定が存在する場合、その規定に従う。

国内機構による資本項目外貨収入の自由元転比率は、暫定的に 100%とする。国家外貨管理局は、国際収支の情勢に基づき、適宜、上述の比率に対して調整を行うことができる。

資本項目外貨収入の自由元転を実行すると同時に、国内機構はなお支払元転制に基づくその外貨収入の使用を選択することができる。銀行は、支払元転の原則に基づいて国内機構のために毎回の元転業務を行うときはすべて、国内機構の前回の元転（自由元転および支払元転を含む）資金使用の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。

国内機構による外貨収入の国内原通貨振替およびそのクロスボーダー対外支払は、現行の外貨管

理規定に基づき手続を行う。

3、 国内機構が資本項目外貨収入の自由元転により得た人民元資金は、元転後支払待ち口座に組み入れて管理する

国内機構は、原則として銀行において一対一で対応する“資本項目—元転後支払待ち口座”（以下「元転後支払待ち口座」という）を開設し、資本項目外貨収入の自由元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて当該口座を通じて各種支払い手続を行わなければならない。国内機構は、同一銀行店舗において開設した同一名義の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座、外債専用口座、国外上場専用口座および規定に合致するその他の種類の資本項目口座は、1つの元転後支払待ち口座を共用することができる。国内機構が支払元転の原則に基づく元転により得た人民元資金は、元転後支払待ち口座を通じて支払を行ってはならない。

元転後支払待ち口座の収入範囲は、同一名義もしくは国内持分投資を展開する企業の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座、外債専用口座、国外上場専用口座および規定に合致するその他の種類の資本項目外貨口座から元転して振替した資金、同一名義もしくは国内持分投資を展開する企業の元転後支払待ち口座から振替した資金、当該口座からコンプライアンスに合致して払い出した後に戻入される資金、取引の取り消しにより返戻される資金、規定に合致する人民元収入、口座の利息収入、および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の収入を含む。

元転後支払待ち口座の支出範囲は、経営範囲内の支出、国内持分投資資金および人民元保証金の支払、資金集中管理専用口座・同一名義元転後支払待ち口座への振替、外債の外貨購入・支払もしくは直接対外償還、元利返済専用口座への振替、国外株式の買戻もしくは国外上場に用いるその他の支出の外貨購入・支払もしくは国外への直接送金、外国投資家の減資・出資撤回資金による外貨購入・支払もしくは直接対外支払、国外機構のための国内税額の源泉徴収納付、国内の国有株主に代わり国有株を売却した収入の社会保険基金への振替、経常項目支出および外貨管理局（銀行）の登記もしくは外貨管理局の認可を経たその他の資本項目支出の外貨購入・支払もしくは直接対外支払を含む。

元転後支払待ち口座内の人民元資金は、外貨購入して資本項目外貨口座に戻し入れてはならない。元転後支払待ち口座から払い出した担保もしくはその他の保証金の支払に用いる人民元資金は、担保履行もしくは違約金差引が発生した場合を除き、すべてもとのルートで元転後支払待ち口座に戻し入れなければならない。

4、 国内機構による資本項目外貨収入の使用は、経営範囲内で真実、自社使用の原則を遵守しなけれ

ばならない。

国内機構の資本項目外貨収入およびその元転により得た人民元資金は、自社の経営範囲内の経常項目に係る支出、および法律・法規が許可する資本項目に係る支出に用いることができる。

国内機構の資本項目外貨収入およびその元転により得た人民元資金の使用は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 別途、明確な規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資もしくは銀行の元本保証型商品以外のその他の投資理財に用いてはならない。
- (3) 非関連企業へ貸付の実行に用いてはならない。経営範囲が明確に許可している状況を除外する。
- (4) 非自社用不動産の建設・購入に用いてはならない（不動産企業を除く）。

国内機構とその他の当事者との間に資本項目収入の使用範囲に対して契約の約定が存在する場合、当該契約約定の範囲を超えて関連資金を使用してはならない。別途、規定がある場合を除き、国内機構とその他の当事者との間の契約約定は、本通達と衝突が存在してはならない。

5、 資本項目収入およびその元転資金の支払管理を規範化する

- (1) 国内機構が資本項目収入を使用して元転および支払を行うときはすべて、『資本項目口座資金支払指図書』（付属文書を参照）を記入しなければならない。元転により得た人民元資金を直接、元転後支払待ち口座に振り替える場合、国内機構は銀行に資金用途証明資料を提出する必要はない。国内機構が資本項目収入を使用した支払手続（元転後に元転後支払待ち口座に入金せずに直接対外支払手続を行うこと、元転後支払待ち口座から人民元の対外支払を行うこと、もしくは資本項目外貨口座から直接対外外貨支払を行うことを含む）を申請するとき、事実どおりに銀行に資金用途と関連する真実性証明資料を提出しなければならない。
- (2) 銀行は、「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の業務展開原則を履行し、国内機構のために資本項目収入の元転および支払を行うとき、真実性審査の責任を負わなければならない。毎回の資金支払を行うときは、すべて前回の支払証明資料の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。銀行は、国内機構による資本項目外貨収入の元転および使用の関連証明資料を5年間保管して検査に備えなければならない。銀行は、『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ収集規範（バージョン1.0）」の発布に関する通達』（匯発[2014]18号）の要求に基づき、遅滞なく資本金口座、国内資産現

金化口座、国内再投資口座、外債専用口座、国外上場専用口座、その他の種類の資本項目口座、元転後支払待ち口座（口座性質コード 2113）と関連する口座、クロスボーダー収支、国内振替、口座内元転・外貨転等の情報を報告しなければならない。このうち、元転後支払待ち口座とその他の人民元口座との間の資金振替は、国内受取・支払証憑の記入を通じて国内振替情報を報告し、合わせて「発票番号」欄に資金用途コード（匯発[2014]18号の「7.10元転用途コード」に基づき記入する）を記入しなければならない。貨物貿易の確認に係る支払を除き、その他の振替の取引コードはすべて「929070」を記入する。

- (3) 国内機構に確かに特殊な原因があつて一時的に真実性証明資料を提出できない場合、銀行は職責を尽くした審査の義務を履行し、取引が真実の取引背景を備えていることを確定する前提において、そのために関連支払を取り扱うことができ、合わせて業務を取り扱った当日に外貨管理局の関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項の届出を提出しなければならない。銀行は、支払完了後 20 営業日以内に国内機構が補充提出する関連証明資料を揃えて審査し、合わせて関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項届出業務の真実性証明資料補充提出状況を報告しなければならない。

国内機構が手元準備金名義で資本項目収入を使用する場合、銀行はそれに上述の真実性証明資料の提出を要求しなくてもよい。単一機構の毎月の手元準備金（自由元転および支払元転を含む）支払の累計金額は、20 万米ドル相当を超えてはならない。

一括ですべての資本項目外貨収入を支払・元転する、もしくは元転後支払待ち口座内のすべての人民元資金で支払を行うことを申請する国内機構に対し、真実性証明関連資料を提出できない場合、銀行はそのために元転、支払を行ってはならない。

6、 外貨管理局による事後監督管理と規定違反調査・処分をさらに強化する

- (1) 外貨管理局は、『中華人民共和国外貨管理条例』（国务院令第 532 号）、『国家外貨管理局による「外債登記管理弁法」の発布に関する通達』（匯発[2013]19号）、『国家外貨管理局による「外国投資家国内直接投資外貨管理規定」および一連の文書の印刷・配布についての通達』（匯発[2013]21号）、『国家外貨管理局による国外上場外貨管理の関連問題についての通達』（匯発[2014]54号）等の関連規定に基づいて銀行が取り扱う国内機構による資本金項目収入の元転および支払使用等の業務コンプライアンス性に対する指導および確認を強化しなければならない。確認の方式は、関連業務主体への書面説明および業務資料の提出要求、責任者への接見、業務主体関連資料の現場閲覧もしくは複製、規定違反状況の通報等を含む。
- (2) 本通達に違反して資本金項目収入の元転および支払と使用等の業務を行った国内機構および銀行に対し、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき調査・処分を行う。深刻な、悪意ある規定違反の銀行に対しては、法に基づいて資本項目に係る元転・外貨転業務の手続きを一時的に停止することができる。深刻な、悪意ある規定違反の国内機構に対しては、自由元転資格の手続き、あるいは外貨管理局資本項目情報システムの中

の業務管理コントロールに対して法に基づいて一時的に停止することができ、かつそれが書面説明書簡を提出して相応の是正を行うまで、そのためにその他資本項目に係る外貨業務、あるいは業務管理コントロールの取り消しを行ってはならない。

本通達は、発布の日より実施する。『国家外貨管理局による「外債登記管理弁法」の発布に関する通達』（匯発[2013]19号）、『国家外貨管理局による国外上場外貨管理の関連問題についての通達』（匯発[2014]54号）、『外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達』（匯発[2015]19号）、『「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]36号）等、以前の規定と本通達の内容が不一致である場合、本通達を基準とする。

国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行および外資銀行に転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく所轄の分支行に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

付属文書：資本項目口座資金支払指図書〔略〕

国家外貨管理局
2016年6月9日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2016]16号
关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为进一步深化外汇管理体制改革的，更好地满足和便利境内企业经营与资金运作需要，国家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点经验的基础上，在全国范围内推广企业外债资金结汇管理方式改革，同时统一规范资本项目外汇收入意愿结汇及支付管理。现就有关问题通知如下：

一、 在全国范围内实施企业外债资金结汇管理方式改革

在中国（上海）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区相关试点经验的基础上，将企业外债资金结汇管理方式改革试点推广至全国。自本通知实施之日起，境内企业（包括中资企业和外商投资企业，不含金融机构）外债资金均可按照意愿结汇方式办理结汇手续。

二、 统一境内机构资本项目外汇收入意愿结汇政策

资本项目外汇收入意愿结汇是指相关政策已经明确实行意愿结汇的资本项目外汇收入（包括外汇资本金、外债资金和境外上市调回资金等），可根据境内机构的实际经营需要在银行办理结汇。现行法规对境内机构资本项目外汇收入结汇存在限制性规定的，从其规定。

境内机构资本项目外汇收入意愿结汇比例暂定为 100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。

在实行资本项目外汇收入意愿结汇的同时，境内机构仍可选择按照支付结汇制使用其外汇收入。银行按照支付结汇原则为境内机构办理每一笔结汇业务时，均应审核境内机构上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性与合规性。

境内机构外汇收入境内原币划转及其跨境对外支付按现行外汇管理规定办理。

三、 境内机构资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

境内机构原则上应在银行开立一一对应的“资本项目—结汇待支付账户”（以下简称结汇待支付账户），用于存放资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。境内机构在同一银行网点开立的同名资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户及符合规定的其他类型的资本项目账户，可共用一个结汇待支付账户。境内机构按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

结汇待支付账户的收入范围包括：由同名或开展境内股权投资企业的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户及符合规定的其他类型的资本项目外汇账户结汇划入的资金，由同名或开展境内股权投资企业的结汇待支付账户划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，符合规定的人民币收入，账户利息收入，以及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付境内股权投资资金和人民币保证金，划往资金集中管理专户、同名结汇待支付账户，购付汇或直接对外偿还外债、划往还本付息专用账户，购付汇或直接汇往境外用于回购境外股份或境外上市其他支出，外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付，为境外机构代扣代缴境内税费，代境内国有股东将国有股减持收入划转社保基金，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局（银行）登记或外汇局核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户内的人民币资金不得购汇划回资本项目外汇账户。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。

四、 境内机构资本项目外汇收入的使用应在经营范围内遵循真实、自用原则

境内机构的资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金，可用于自身经营范围内的经常项下支出，以及法律法规允许的资本项下支出。

境内机构的资本项目外汇收入及其结汇所得人民币资金的使用，应当遵守以下规定：

- （一）不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- （二）除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资或除银行保本型产品之外的其他投资理财；
- （三）不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的情形除外；
- （四）不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。

境内机构与其他当事人之间对资本项目收入使用范围存在合同约定的，不得超出该合同约定的范围使用相关资金。除另有规定外，境内机构与其他当事人之间的合同约定不应与本通知存在冲突。

五、 规范资本项目收入及其结汇资金的支付管理

(一) 境内机构使用资本项目收入办理结汇和支付时，均应填写《资本项目账户资金支付命令函》（见附件）。结汇所得人民币资金直接划入结汇待支付账户的，境内机构不需要向银行提供资金用途证明材料。境内机构申请使用资本项目收入办理支付（包括结汇后不进入结汇待支付账户而是直接办理对外支付、从结汇待支付账户办理人民币对外支付或直接从资本项目外汇账户办理对外付汇）时，应如实向银行提供与资金用途相关的真实性证明材料。

(二) 银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则，在为境内机构办理资本项目收入结汇和支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存境内机构资本项目外汇收入结汇及使用的相关证明材料 5 年备查。

银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0 版）〉的通知》（汇发〔2014〕18 号）的要求，及时报送与资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户、外债专用账户、境外上市专用账户、其他类型的资本项目账户、结汇待支付账户（账户性质代码 2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发〔2014〕18 号文件中“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

(三) 对于境内机构确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为其办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后 20 个工作日内收齐并审核境内机构补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外汇局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于境内机构以备用金名义使用资本项目收入的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一机构每月备用金（含意愿结汇和支付结汇）支付累计金额不得超过等值 20 万美元。对于申请一次性将全部资本项目外汇收入支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的境内机构，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

六、 进一步强化外汇局事后监管与违规查处

(一) 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号）、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19 号）、《国家外汇管理局关于印发〈外国投资者境内直接投资外汇管理规定〉及配套文件的通知》（汇发〔2013〕21 号）、《国家外汇管理局关于境外上市外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕54 号）等有关规定加强对银行办理境内机构资本项目收入结汇和支付使用等业务合规性的指导和核查。核查的方

式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。

- (二) 对于违反本通知办理资本项目收入结汇和支付使用等业务的境内机构和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。对于严重、恶意违规的银行可依法暂停其资本项下结售汇业务办理。对于严重、恶意违规的境内机构可依法暂停其办理意愿结汇资格或在外汇局资本项目信息系统中对其进行业务管控，且在其提交书面说明函并进行相应整改前，不得为其办理其他资本项下业务或取消业务管控。

本通知自发布之日起实施。《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19号）、《国家外汇管理局关于境外上市外汇管理有关问题的通知》（汇发〔2014〕54号）、《国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知》（汇发〔2015〕19号）、《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2015〕36号）等此前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行及外资银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。

附件：资本项目账户资金支付命令函〔略〕

国家外汇管理局
2016年6月9日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。